

農業農村整備の推進に関する決議

琵琶湖と共生する本県の農業・農村は、食料供給のみならず県土の保全等の多面的な機能を有し、我々に多くの恵沢をもたらしている。一方、人口減少や、農業従事者の高齢化、減少などにより、農業の後継者の確保や農地・農業用水などの地域資源の管理が困難になるなど、極めて厳しい状況下に置かれている。とりわけ、人件費や資材費、エネルギー価格の高止まりなど物価高による維持管理コストが増大する中、公共的、公益的な役割が高まる土地改良区の運営に大きなダメージを与えている。

また、琵琶湖総合開発で造成された農業水利施設の多くは老朽化が進行し、管路の漏水事故等の突発事故が頻発しており、着実な保全更新対策が求められるとともに、スマート農業の導入など農業競争力の強化に向けた農地整備や自然災害リスクに備えた、ため池、干拓施設等の防災・減災対策が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、令和6年に「食料・農業・農村基本法」が改正され、これに応じて「土地改良法」が改正されるところであるが、「食料安全保障の強化」や水土里ビジョンの作成をはじめとする「人口減少下における適切な農業用インフラの保全管理」を実現するためには、地域のニーズに応える農業農村整備事業予算を確保し、新規地区の採択を含めた計画的な事業推進により、農業・農村の発展に向け積極的な貢献をしていくことが重要である。

我々水土里ネットは、培ってきた技術、経験など持てる能力を最大限に発揮すべく、男女共同参画を推進しつつ「闘う土地改良」の下、一致団結して次の事項の実現を図り、農業農村整備を推進していくことを総会の名において決議する。

記

- 一 生産性の高い農業経営や食料安全保障等を支え、地震や豪雨対策など農村地域の暮らしを守る農業農村整備事業予算を拡大すること
- 一 自然的、社会的、経済的な情勢が厳しさを増す中、食料安全保障の基盤となる農業水利施設を保全するため維持管理に対する必要予算の確保と制度を更に充実すること
- 一 短期間で集中的な更新工事が必要となるNTT専用回線等の廃止に対する制度的、財政的な支援の確保を図ること
- 一 施設の老朽化対策や防災・減災対策に機動的に対応できる県単独小規模土地改良事業の十分な予算を確保すること
- 一 農業・農村を持続的なものとするため、農業生産基盤の保全を担う土地改良区の運営基盤強化に対する支援を推進すること
- 一 農村の振興のため、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」や「中山間地域等直接支払交付金」にかかる安定的な財源の確保を図ること

令和七年三月二十一日